

令和３年度第１回鴨川市消防委員会 会議録

日時：令和３年７月７日（水）

午後１時３０分～２時１０分

場所：市役所４階４００会議室

〔出席委員〕

（敬称略）

氏 名	備 考
長谷川 清一	
東 島 康 二	
入 野 芳 一	
田 代 朗	
吉 田 裕 迪	
栗 原 孝 明	
佐 藤 則 泰	

〔市行政関係者〕

所属・職	氏 名
鴨川市長	長谷川 孝夫
鴨川市総務部長	山 口 昌 宏
鴨川市総務部危機管理課課長	長 幡 祐 自
危機管理課課長補佐	大 澤 宣 人
危機管理課消防生活安全係長	嶋 津 直 人
危機管理課消防生活安全係 副主査	川 名 拓 也

〔傍聴者〕 １名

〔会議資料〕

○事前配布

資料１：鴨川市消防団員の定数の見直しについて

資料２：鴨川市消防団員の定数 検討案

資料３：市町村別人口と消防団員数の一覧表

○当日配布

次第

委員名簿

席次表

1 開会（午後 1 時 30 分） 進行：危機管理課長補佐

会議は公開とする旨を説明。

配布資料の確認後、鴨川市附属機関設置条例第 5 条第 2 項の規定により、本会議が成立する旨を説明。

2 消防委員会委員及び事務局の紹介

今年度初の会議であるため、消防委員会委員、市執行部及び事務局職員の紹介を行った。

3 市長あいさつ（要旨）

全国各地で地震や風水害等の大規模災害が発生しており、本市においても 7 月 3 日に大雨警報、土砂災害警戒情報が発令され、消防団の皆様にご心配を頂いたところである。冠水、土砂崩れがあったものの大きな災害には至らなかった。

一昨年、房総半島台風や東日本台風等により、道路の寸断や、電柱の倒壊、倒木等、市民の生活に甚大なる被害をもたらした。

その際、本市消防団員の皆様方には、それぞれの地域の巡視、被害状況の確認、住民への食糧や水の提供など、多大な貢献をいただいた。改めて感謝と敬意を申し上げる。

こうした消防団活動は、地域の安全安心に不可欠な存在であるが、一方、人口減少や少子高齢化の進展等により、消防団を取り巻く環境は年々厳しさを増し、団員数も全国的に減少しつつある。

本市においても例外ではなく、令和 3 年 4 月 1 日現在、定員数 732 名に対し、実人員数 622 名と、110 名の定員割れを起こしている。

こうした状況を踏まえ、今般、消防団本部において、各分団の意見を集約し、現状に合わせた団員定数の改正案を取りまとめたところである。

詳細については、後ほど事務局から説明をさせていただく。皆様方にはお忙しい中ではあるが、慎重なるご審議をお願いする。

4 委員長及び副委員長の選出

鴨川市附属機関設置条例第 4 条第 1 項の規定により、委員長及び副委員長を委員の互選により選出。

委員長が不在のため、委員の了承を得て市長が座長となり委員長を選出。

東島康二委員から長谷川清一委員を委員長に推薦する声あり。

出席委員の承認を得て、長谷川清一委員を委員長に決定。

委員長決定後、鴨川市附属機関設置条例第5条第1項の規定により、長谷川清一委員長が議長となる。

議長から副委員長の選出については、委員長の指名とすることを出席委員に確認。了承を得て、東島康二委員を副委員長に選出。

また、本日の議事録の署名人に、入野芳一委員を指名。

5 諮問

市長から「鴨川市消防団員の定数の見直し」について諮問。

6 議事

鴨川市消防団員の定数の見直しについて、事務局から説明。

消防団員の定数の改正の目的は、人口減少、少子高齢化が進むなか、条例上の定数を確保していくことが困難となり、実際に団員数が年々減少していることから、現状にあわせた定数にしたいものである。

【資料1】

・ 1 ページ

全国の消防団員の状況は減少の一途をたどっている。鴨川市消防団の状況も全国と同様に年々減少傾向にあり、平成22年に定数を改正したが、その後も減少が続いており、令和3年には定数732人に対して実人員622人、充足率85%と過去最低の状況となっている。

・ 2 ページ

前回改正後の平成23年以降、充足率が減少している状況、消防団員の年代別の状況について説明。

20歳代が13%と少なく、30歳代、40歳代が81%とその多くを占めており、50歳代以上も6%おり、団員の平均年齢も約39歳と高い状況である。

・ 3 ページ

消防組織法により、消防団員の定員は条例で定めることとされており、本市消防条例では732人となっている。

消防団の人員については、「消防力の整備指針」において、「その総数は、当該業務を円滑に遂行するために、地域の実情に応じて必要な数とする」とされており、人口や面積等により明確な基準等は設けられておらず、あくまでも地域の実情に応じたものとされている。

・ 4 ページ

条例定数に応じて係る負担金について、公務災害補償や退職報奨金等により、1人あたり21,220円の経費がかかっている。今回71人の削減を予定しており、全体で1,506,620円の削減となる。

今回の条例改正の目的は、少子高齢化、人口減少などの現状に合わせたもので、経費削減が目的ではないが、こちらが不要な支出となっていることも、判断する重要な事項の一つである。

・ 5 ページ

条例の改正案として示したもので 732 人を 661 人としたいものである。

【資料 2】

定数検討案の 661 人の内訳となる。全体の定数は条例で、各支団の定数は規則で、各分団の定数は内規でそれぞれ定められている。

今回の改正案は、この人数でまとめようという考え方ではなく、この地域を守るためには何人必要なのかということ消防団本部で検討し、さらに各支団長が各分団と協議し、それぞれの地域の実情に合わせた人数となっている。

【資料 3】

・ 1 ページ

人口に対する消防団員数の割合順の表である。千葉県全体の平均が 0.4%のところ本市は 2.3%と非常に高い割合である。定員数を 661 人に改正しても 2.1%と高い水準を維持できている。

・ 2 ページ

面積順の表である。本市は面積が県内市町村で 8 番目に広い自治体であるが、長生郡が 1 つの分団となっていることから、表では 9 番目となっている。

面積が広い自治体のなかでも、本市消防団の人口あたりの団員数は高い水準となっている。

消防力の維持については、今後、機能別消防団員の導入や現状の免許でも運転できる 3.5 トン以下の消防車に随時更新することも検討している。

本日答申を受けた後、来る 9 月議会に議案として提出させていただきたいと考えている。

【質疑応答】

(吉田委員)

資料 2 の表について、各支団、分団が協議し③に記載されている定数検討案で良いという判断をしたと解釈してよろしいか。

(事務局)

その解釈のとおりである。

(吉田委員)

定数検討案と実員数を比較すると、各分団はマイナスになっているところが多いが、少しでも努力してマイナスを埋めていこうということで、前向きな考えを持っているという解釈で良いか。

(事務局)

その解釈のとおりである。

(議長)

原案のとおり消防団員の定数を 661 人とするについて、出席委員に確認。

(委員)

承認。

(答申書案作成のため暫時休憩)

7 答申

長谷川委員長が署名し、答申書を長谷川市長に交付。

(長谷川市長からお礼の挨拶)

只今、委員長の長谷川清一様から答申をいただいた。

消防団員の使命であり大きな仕事である市民の命と、そして貴重なる財産を守るために、しっかりと頑張っていたきたい。

これに対して市もしっかりとサポートしていきたいと思っている。

本日は慎重なる審議をいただき感謝申し上げます。

8 その他

(田代委員)

定数削減に当たって、団員から分団の統合とかそう言った意見は無かったか。

(事務局)

具体的に要望書という形ではないが、個々では現状のままでは厳しいという声は聞いている。

(田代委員)

人数が少ない地域もあり、統合してもよい地域があると思うが。

(事務局)

正式な形で消防団から市長に要望書が提出されたというレベルまでは至っていない。

個々に話を聞いているが、具体的に統合を検討してほしいというところまでには至っていない。

一方、団員の高齢化、在籍年数の長期化などが年々進んでいるのは事実である。

ご指摘のとおり、実際に消防団から統廃合や再編の要望が出てくれば事務局としても検討していきたい。

統廃合や再編については、色々な考え方があろうかと思うが、もしそう言った声が出てくれば是非の問題以前として、必要に迫られているという認識はもっている。

その際には消防委員の皆様をはじめ、消防団の皆様、消防団本部の皆様の意見を伺いながら慎重に対応して参りたい。

(長谷川委員長)

分団の統合となると事務局の決定というよりも、地域住民への相談が必要である。

消防団は地域住民を守るという役割を担っているので、地域住民を交えた話し合いも必要ではないかと思う。

なかなか難しいことではあると思うが。

(事務局)

地域の方のご意見をということであるが、当然のことながら現役の団員がどう考えているかということも大事であろうし、さまざまな意見を伺いながら慎重に対応して参りたいと考えている。

そういった時期が来た際には、皆様とご審議させていただく。

9 閉 会 (午後2時10分)

(以上)

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第7条第3項の規定により会議録の内容について確認します。

令和3年7月29日

入野 芳一
